

28環機放第67号
平成29年1月5日

関係各部署長
放射線取扱主任者 殿
エックス線作業主任者

環境安全保健機構
放射線管理部門長
放射性同位元素総合センター長
長谷あきら
放射線障害予防小委員会委員長
高木 郁 二

平成28年度第4回放射性同位元素等取扱業務及びエックス線等装置の
取扱業務のための新規教育訓練（講習会）の開催について（通知）

京都大学環境安全保健機構放射線管理部門および放射線障害予防小委員会では、本学における放射線障害の防止に関する規程第13条第1項及び第2項の規定に基づき、放射性同位元素等の取扱業務及びエックス線等装置の取扱業務等に従事しようとする者のための新規教育訓練（講習会）を下記のとおり開催します。

つきましては、貴部局において第4回の教育訓練を希望する者がある場合は受講予定者名簿を作成し、1月18日（水）16時までに放射性同位元素総合センター放射線安全管理室あてにメール（rix@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）でお送り下さい。受講希望者のない場合も上記アドレスに連絡願います

なお、本講習会終了後に健康診断（従事前液検査）を実施します。特別定期健康診断「放射線に被ばくするおそれのある業務従事者」の取扱について、健康管理部門長あてに別途依頼願います。

別紙要綱

昨年度まで個別に開催しておりましたエックス線等装置の取扱のため新規教育訓練は、今年度より放射性同位元素等の取扱のため新規教育訓練と併せて開催することにいたしました。

放射性同位元素等の取扱業務の方は今まで通り 9:00～17:00 まで
エックス線等装置取扱業務の方は 9:00～13:00 までとなります。

申込方法（部局担当事務の方へ）

- (1) 部局担当事務の方は第4回の教育訓練を希望する者がある場合、添付の登録表及び予定者名簿を作成ください。
- (2) 部局担当事務の方はとりまとめて登録表及び予定者名簿ファイルにパスワードをかけていただき、Kumail ストレージにてお送りください。
なお、ファイルにかけてあるパスワードは別途お知らせください。
- (4) 申込締切は1月18日（水）16時になります。

問合せ先：放射線管理部門
放射性同位元素総合センター
放射線安全管理室 小林まで
TEL:753-7530・7503 FAX:753-7540
Mail: rix@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

留意事項（受講者の方へ）

- (1) 当日は開始時間の10分前までに入室してください。
遅刻、早退、中途退席は一切認めません。なお、遅刻、早退、中途退席した場合は改めて講習会で全科目の受講が必要となります。
- (2) テキストは、「**図解 放射性同位元素等取扱者必携**」（出版社：オーム社 ISBN-13: 978-4274204111）を使用しますので、京大生協書籍部等で購入し持参して下さい。
- (3) 自家用車での来場はご遠慮ください。
- (4) 本講習会R I修了者は、この講習会の受講の他に各部局の放射線取扱主任者から施設、設備等の説明を受けなければなりません。
エックス線修了者は、この講習会の受講の他に各部局の放射線取扱主任者又はエックス線作業主任者による施設、設備等の説明を受けなければなりません。
- (5) 教育訓練終了後、引き続き健康診断（従事前血液検査）を実施しますので、必ず受検してください。新規教育訓練受講とともに、健康診断を受検し取扱うことが差支えない旨の判定を得て、登録されることが必要です。
- (6) 本講習会は、初めて放射線業務及びエックス線等装置取扱業務に従事しようとする者を対象としています。放射性同位元素等の取扱い又はエックス線等装置取扱を一時中止していた者や、前年度に再教育訓練を受けていない者が業務に従事しようとする場合は、従事する前に当該部局の放射線取扱主任者等が教育及び訓練を実施しなければなりません。その内容は、注意点や記録・記帳など部局特有の内容であることが求められます。放射線取扱主任者等が、教育及び訓練を実施した日時・場所・内容等を記録することにより、対象者が教育及び訓練を修了したとみなすことができます。ただし、対象者が新規教育訓練を再度受講することを希望した場合または対象者が新規教育訓練を再度受講すべきであると放射線取扱主任者等が判断した場合は、その限りではありません。

（根拠法令）

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則」

第21条の2

法第22条の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理区域に立ち入る者及び取扱等業務に従事する者に、次号から第5号までに定めるところにより、教育及び訓練を行うこと。（略）

第2項 前項の規定にかかわらず、同項第4号又は第5号に掲げる項目又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練を省略することができる。

〈新規教育訓練〉
『実習を伴わない教育訓練』プログラム

開催日：第 4 回 平成 2 9 年 2 月 7 日 (火)

開催場所：放射性同位元素総合センター教育訓練棟 (医学部構内)

☎ 7 5 3 - 7 5 0 3 (管 理 室)

【時 間】

9 : 0 0
↓ ①講 義『安全取扱〔基礎〕』
9 : 5 0
↓ ②講 義『放射線の人体に与える影響』
1 0 : 2 5
↓ ③講 義『放射線障害防止に関する法律及び関係法令』
1 1 : 3 0
↓ ④講 義『放射線障害予防規程』
1 2 : 0 0
↓ 《 昼 食 ・ 休 憩 》
1 3 : 0 0
↓ ⑤講 義『安全取扱〔実際〕』
1 3 : 3 0
↓ ⑥講 義『安全取扱〔実際〕』
↓ ・ 施設見学他
1 6 : 2 5
↓ ⑦小テスト
1 6 : 4 0
↓ 健康診断 (従事前血液検査)
1 7 : 0 0

新規教育訓練の時間数と法令に定める教育訓練の時間数との比較表

項 目	新規教育訓練	法 令
放射線の人体に与える影響	3 0 分	3 0 分
放射性同位元素等の安全取扱	4 時間	4 時間
放射線障害の防止に関する法令	1 時間	1 時間
放射線障害予防規程	3 0 分	3 0 分

別紙 2 (エックス線)

〈新規教育訓練〉
『エックス線等装置取扱教育訓練』プログラム

開催日 : 第 4 回 平成 2 9 年 2 月 7 日 (火)

開催場所 : 放射性同位元素総合センター教育訓練棟 (医学部構内)

☎ 7 5 3 - 7 5 0 3 (管 理 室)

【時 間】

9 : 0 0
↓ ①講 義 『安全取扱〔基礎〕』
9 : 5 0
↓ ②講 義 『放射線の人体に与える影響』
1 0 : 2 5
↓ ③講 義 『放射線障害防止に関する法律及び関係法令』
1 1 : 3 0
↓ ④講 義 『放射線障害予防規程』
1 2 : 0 0
↓ ⑤講 義 『電離放射線障害防止規則』
1 2 : 3 0
↓ 健康診断(従事前血液検査)
1 3 : 0 0